

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
県道	白根黒埼線	新潟市南区中小見字小見新田75番地先から 新潟市南区堀掛字中境4414番地先まで	前	6.0~6.0	345.0
			後	6.0~10.5	345.0